議案第１９６号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

（さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正）

第１条　さいたま市大崎むつみの里条例（平成１９年さいたま市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２９条第１項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２　児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第３項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第３項第２号に該当する児童の保護者	（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２９条第１項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２　児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第３項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第３項第２号に該当する児童の保護者

児童福祉法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ３・４　［略］	児童福祉法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ３・４　［略］

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正）

第２条　さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成１３年さいたま市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市槻の木条例の一部改正）

第３条　さいたま市槻の木条例（平成１７年さいたま市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市みずき園条例の一部改正）

第４条　さいたま市みずき園条例（平成１３年さいたま市条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第５条　さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成１４年さいたま市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第４条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第４条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第４条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第４条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。